令和4年 中間市農業委員会総会(1月)議事録

- 1. 開催日時 令和 4 年 1 月 1 1 日 (金) 9 時 5 5 分開始 1 0 時 1 8 分閉会
- 2. 開催場所 中間市交流センター 2階 第1会議室
- 3. 出席委員 7名

会長柴田功1番白橋宏2番井上俊子3番牧野謙二4番日高誠司5番貞末照

6番 花田正則

4. 推進委員 3名

田中久光 日高 靖 丸山正和

- 5. 傍聴者 0名
- 6. 事務局 3名

山本事務局長 小林課長補佐 坂本 熊井

7. 議事日程について

報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について(転用) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について(所有権移転)

柴田議長:改めまして、遅くなりましたが新年あけましておめでとうございます。

定刻前ですが、皆さんお揃いのようですので始めたいと思います。

ただいまの出席委員は7名で委員定数の過半数に達しています。よって、令和4年1月の農業委員会は成立致しました。それでは本日の会議を始めたいと思います。本日の日程は、お手元の議案書の要領で進行いたしますのでよろしくお願いいたします。報告について議題といたします。報告1号「農地法第4条第1項第8号の規定による届出について(転用)」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

事務局:はい、資料の1ページ目をお開きください。

報告第1号「農地法第4条第1項第8号の規定による届出について(転用)」について、こちらの所有者はそのままで、地目のみの変更する手続きとなっております。今回1件届出がなされましたのでご説明いたします。農地所在地中間市大

字大辻町。面積 278 ㎡。申請人。住所中間市大字大辻町。転用目的は一般個人住宅となっております。こちらは、お子様が今後住まれる住宅を建てられるということで、転用届が出されております。開発行為につきましては、1,000 ㎡以下になっておりますので対象外になっております。こちらの農地の写真及び位置図につきましては、2ページ目に載せており、場所は福岡県立特別支援高等学校北九州高等学園左に位置しております。説明は以上です。

柴田議長:はい、事務局から説明がありましたが、本件についてご質問ご意見はありません か。

私も農地が無いものと思っていましたが現況が畑となっておりまして、家を建てようと思ったら登記上地目が田だったようです。本件につきまして何かご意見ご質問等はありませんでしょうか。意見がないようですので、報告第1号を終わります。

次に議決事項について議題といたします。議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について(所有権移転)」を議題といたします。それでは、提案理由の説明をお願いいたします。

事務局 :はい、資料4ページをお開きください。議案第1号「農地法第3条の規定による 許可申請について(所有権移転) | につきましては、今回2件届出がなされてお りますのでご説明いたします。1 件目、農地の所在地中間市大字中底井野字桶 渕。 面積 412 ㎡。 同じく中底井野字桶渕。 面積 400 ㎡。 同じく中底井野字桶渕。 面積 700 ㎡。合計 1,512 ㎡。譲渡人、住所北九州市若松区青葉台南 2 丁目。譲 受人。中間市長津3丁目。こちらにつきましては、3条の有償移転になっており ます。6ページ目をお開きください。農地法第3条調査書になっております。第 2項第1号(全部効率利用)譲受人の経営農地は今後全て耕作される予定であ り、機械についてはリースで契約されています。保有している機械の能力、農作 業に従事する状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に 利用できるものと見込まれますので該当いたしません。第2項第2号(農地所 有適格化法人以外の法人) 譲受人は個人であり、適用ありません。第2項第3号 (信託) 信託ではないので適用ありません。第2項第4号(農作業常時従事)譲 受人は農業作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれま すので該当いたしません。第2項第5号(下限面積)こちらにつきましては、次 の2件目と併せて耕作の事業に供すべき農地の下限面積が5,000 ㎡を超えます ので該当いたしません。第2項第6号(転貸禁止)許可申請に係る農地は譲渡人 の所有農地であり転貸には当たらないので該当しません。第2項第7号(地域 調和) 申請地では、主食用水稲の作付けを行い、本件の権利取得により周辺の農 地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられ る。なお、事務局坂本と地元農業委員である牧野委員、地元推進委員である田中 委員で現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認しておりますので、こ れについては問題ありません。こちらの農地の写真及び位置図につきましては、 5ページに載せておりますので確認お願いいたします。地図の方が近隣に目印 になるものがありませんが、遠賀と中間の境に位置している所となっておりま す。譲受人の方が同じ方になりますので続けて2件目をご説明させていただき ます。資料 4 ページ目にお戻りください。農地の所在地中間市大字中底井野字 会前田。面積 2,063 ㎡。同じく大字中底井野字寺田。面積 1,810 ㎡。譲渡人。住 所中間市岩瀬一丁目。譲受人。住所中間市長津3丁目。こちらにつきましても有 償譲渡となっております。名前が変わっておりますが、実質親子でありまして、 無償譲渡でしたが最終的に有償譲渡で親子間ですが3条の申請をすることにな っております。8ページ目をお開きください。農地法第3条の調査書になって おります。第2項第1号から第2項第6号につきましては、先ほどご説明しま した受付番号1と同じになっておりますので説明を省略させていただきます。 第2項第7号(地域調和)申請地では主食用水稲の作付けを行い、本件の権利取 得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じな いものと考えられます。

なお、事務局坂本と地元農業委員である柴田会長、地元推進委員である丸山委員で現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認しております。こちらの農地の写真及び位置図につきましては、7ページに載せておりますので確認お願いいたします。こちらにつきましても近隣に目印がないため目視で確認をお願いいたします。こちらの農地は今までも譲受人が管理をしていたので、引き続き同様に水稲作付けしていくということで写真の方も刈り取られている状況になっています。説明は以上です。

柴田議長:はい、ただいま事務局の説明がありましたが、本件につきましてご意見、ご質問 等がある方は挙手をお願いします。はい、貞末委員。

貞末委員:この方は、川東の方ですか。

事務局:はい、そうです。

貞末委員:橋を渡ってこちらに作業されに来られるのですか。

事務局:はい、そうです。

柴田議長:川東の方で番号2番の所有者の息子さんです。土地名義は譲渡人でしたが、何年 も前から中底井野に来られて水稲作付けされています。はい、貞末委員。

貞末委員:この方は、中底井野の生産組合に入っている方ですか。

柴田議長:いえ、入っておりません。

今後は農業人員も減ってきていますので、各地区に他地区から来られる方も増えてくると思います。生産組合の取り扱い方を検討していかなければいけないと思います。この件は、生産組合長会議の方に農業委員会の意見として、市内統一した方が良いのか各地区で検討した方がよいのか説明しておきます。また、来年一年ぐらいかけて議論していきたいと思います。

貞末委員:はい、わかりました。

柴田議長:他にご意見ご質問などありませんか。

他に無いようですので、採決をとります。本件について賛成の方は挙手お願いします。 黄成多数のため、原案のとおり承認されました。 これで議案第1号を終わります。

続きまして、「その他」を議題といたします。事務局ありませんか。

事務局:その他①福岡県農業会議中間・遠賀地区研修会開催案内について

その他②福岡県農業委員会研修大会について

貞末委員:その他③議案等に添付している写真の日付記入について

柴田議長:他に無いようですので、以上で「その他について」を終わりたいと思います。

次に、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は会議規則第9条により議長において、貞末委員、花田委員を指名致します。

以上をもって全日程を終了致しましたので、本日の会議を閉会致します。お疲れ様でした。

議事録署名委員

